

## 今治市健康づくり応援ポイント事業協賛事業者募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、「今治市健康づくり応援ポイント事業」において健康ポイントに係るインセンティブとしての景品の提供に協力いただける事業者（以下「協賛事業者」という。）の募集及び景品の内容等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の趣旨)

第2条 「今治市健康づくり応援ポイント事業」は、市民の健康づくりへの意識を高め、運動習慣の定着、生活習慣の改善等を促し、もって健康寿命の延伸を図るために実施する。健康づくりは、個人の取り組みだけでなく、地域・企業・行政が連携し、社会全体で個人の健康を支え、守るための環境づくりが重要であり、市民が健康づくりの取り組みを実践し、継続していくことを支援していただくため、市内事業者、店舗へ広く働きかけを行い、協賛事業者を募集する。

### (協賛事業者の応募資格)

第3条 協賛事業者の応募資格は、市内に事業所・店舗等を有する事業者、その他の団体又は個人事業者であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (2) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等の構成員又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
- (3) 健康増進のイメージを著しく阻害する業態の者
- (4) その他協賛事業者として適切でないと市長が認める者

### (協賛事業者のメリット)

第4条 協賛事業者のメリットとしては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 事業実施課で作成するホームページやパンフレットにおいて、事業者名・景品等をPRできる。
- (2) 市民への健康支援を目的としているため、協賛事業者になることでイメージアップにつながる。

### (募集期間)

第5条 今治市健康づくり応援ポイント事業の担当課が定める期間とする。

### (景品内容)

第6条 景品は、協賛事業者が協賛できる範囲で独自に決定する。ただし、次に掲げるものは、景品とすることができない。

- (1) 健康増進のイメージを著しく阻害するもの
- (2) 法令その他公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するもの

- (4) 景品表示法等の法令又は条例に違反するもの
- (5) その他市長が当事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

(申込方法)

第7条 今治市健康づくり応援ポイント事業の担当課が求める様式を提出する。

2 市長は、前項の提出内容を確認し、第3条第2項に規定する者及び前条ただし書に該当する景品でないことを認定したときは、協賛事業者に通知するものとする。

(その他)

第8条 市長は、市ホームページ等で当該要項を周知し、協賛事業者を募集する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する

この要項は、令和6年4月1日から施行する